明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

# 官報

平成27年　9月　目録

発行所
独立行政法人国立印刷局

本紙　第六六〇八号から第六六二六号まで
号外　第一九八号から第二二五号まで　特第二四号から特第二六号まで

◎凡例

※　法律・政令・条約については、それぞれの公布の日に「法令のあらまし」が掲載されています。

◇　1.件名の上のゴシック数字は番号を示す。
2.件名の下の数字のうち、上段は掲載日、中段のアラビア数字は号外番号、下段はページを示す。

## 法律


六二　矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律　二　199　三
六三　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律　四　202　三
六四　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律　四　202　三八
六五　個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律　九　206　四
六六　内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律　一一　208　一二
六七　航空法の一部を改正する法律　一一　208　一三
六八　公認心理師法　一六　212　一三
六九　労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律　一六　212　七
七〇　独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律　一八　214　九
七一　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律　一八　214　一六
七二　勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律　一八　214　一七
七三　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律　一八　214　二五
七四　医療法の一部を改正する法律　二八　220　四
七五　琵琶湖の保全及び再生に関する法律　二八　220　一八
七六　我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律　三〇　224　一二
七七　国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律　三〇　224　二五


## 政令


三一三　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　二　199　一一
三一四　弁護士会登記令の一部を改正する政令　二　199　四
三一五　通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令　二　199　四
三一六　中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令　二　199　四
三一七　公職選挙法施行令の一部を改正する政令　四　202　四二
三一八　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令　四　202　四二
三一九　農林水産省組織令等の一部を改正する政令　九　206　二〇
三二〇　独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令　九　206　二五
三二一　競馬法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　九　206　二七
三二二　競馬法施行令及び日本中央競馬会法施行令の一部を改正する政令　九　206　二七
三二三　がん登録等の推進に関する法律施行令　九　206　二八
三二四　国の所有に係る輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分に関する政令　一一　208　一三
三二五　電波法施行令の一部を改正する政令　一六　212　八
三二六　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令　一六　212　九
三二七　内閣官房組織令の一部を改正する政令　一八　214　三一
三二八　文部科学省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令　一八　214　三二
三二九　スポーツ審議会令　一八　214　三六
三三〇　厚生労働省組織令の一部を改正する政令　一八　214　三七
三三一　国家公務員法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令　一八　214　三九
三三二　自衛隊法施行令等の一部を改正する政令　一八　214　三九
三三三　防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　一八　214　四三
三三四　防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令　一八　214　四四
三三五　独立行政法人農林漁業信用基金法施行令の一部を改正する政令　一八　214　五八
三三六　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令　一八　214　五八
三三七　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令　一八　214　五九